水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令及び水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則の一部を改正する省令

（水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部改正）

第一条　水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令（昭和二十五年農林省令第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法、水産業協同組合法」に改める。

第一条第一項中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十三第一項、水産業協同組合法」に改め、「申請しようとする」の下に「農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」を加える。

第五条中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法第十一条の十三第四項、水産業協同組合法」に改める。

第六条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法第六十八条、第七十条第一項若しくは第七十条の二、水産業協同組合法」に、「又は」を「若しくは第九十一条の二第一項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は」に、「の規定」を「若しくは第百八条の三第一項の規定」に、「合併」を「承継」に改め、同条第二項第一号中「合併」の下に「、包括承継（農業協同組合法第七十条第一項、水産業協同組合法第九十一条の二第一項又は森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。）又は新設分割（農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第二号中「合併」の下に「又は新設分割」を加える。

第七条中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法第十一条の十三第四項、水産業協同組合法」に改める。

第四号様式㈹中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法第11条の13第４項、水産業協同組合法」に、「抜すい」を「抜粋」に改め、同様式㈼を次のように改める。

㈼

（農業協同組合法抜粋）

第11条の13

４　第１項の許可を受けた組合については、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第８条第１項及び第２項、第12条、第22条並びに第27条の規定を準用する。（以下省略）

第99条の７　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第10条第１項第３号若しくは第10号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

一　第11条の13第４項において準用する倉庫業法第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（水産業協同組合法抜粋）

第12条

４　倉庫業法（昭和31年法律第121号）第８条第２項、第12条、第22条及び第27条の規定は、第１項の場合について準用する。（以下省略）

第129条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第11条第１項第４号若しくは第11号、第87条第１項第４号、第93条第１項第２号若しくは第６号の２、第97条第１項第２号若しくは第100条の２第１項第１号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

一　第12条第４項（第92条第１項、第96条第１項及び第100条第１項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（森林組合法抜粋）

第15条

５　倉庫業法（昭和31年法律第121号）第８条第２項、第12条、第13条第２項及び第３項、第22条、第26条並びに第27条の規定は、第１項の場合について準用する。（以下省略）

第121条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第15条第５項（第109条第１項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則（平成六年農林水産省運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「水産業協同組合法」を「農業協同組合法、水産業協同組合法」に改める。

第一条中「行う」の下に「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十三第四項、」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十条の十三の規定に基づき、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則及び標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日　　防衛大臣　中谷　元

航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則及び標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第一条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項及び第六十条中「及び第四航空団司令部」を「、第四航空団司令部及び第九航空団司令部」に改める。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第二条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「、航空隊」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年一月三十一日から施行する。